

学校感染症の出席停止期間について

集団生活を行う学校では、学校保健安全法第19条により、下記の病気などが学校感染症として定められています。これらの病気にかかった場合には、感染蔓延防止のため出席停止となります。その際、欠席とはなりません。

学校感染症の疑いのある場合は、かかりつけ医や医療機関を受診し、その結果を保護者から担任へ報告をお願いします。

主な学校感染症の出席停止期間

疾病	出席停止となる期間の基準
インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ賞状が軽快した後 1 日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹(はしか)	解熱した後 3 日を経過するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで
風疹(3 日はしか)	発疹が消失するまで
水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
流行性角結膜炎	症状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
急性出血性結膜炎	症状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
感染性胃腸炎	症状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
新型コロナウイルス感染症	治癒するまで(医師や保健所から指示された期間)



©DESIGNALIKE

